

喜多方市請負工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、喜多方市の発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術基準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として競争入札に付し、かつ、1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず公共工事の品質向上を目指すために、競争入札に付し、かつ、1件の請負金額が500万円未満の請負工事についての評定を簡易的に実施することができる。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約について検査を行う者（以下「検査員」という。）、工事監督を行う者（以下「監督員」という。）及び当該工事の所管課長（以下「総括監督員」という。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は工事及び、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、別記様式「工事成績採点表」により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は別に定める考査項目別運用表によるものとする。

5 評定に当たっては、監督員は別紙-1、総括監督員は別紙-2、検査員は別紙-3により行うものとする。また、別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

6 工事における「高度技術」「創意工夫」「環境対策」「社会性」に関しては、請負者は該当工事における実施状況を別紙-6により提出出来るものとし、提出があった場合は評定に当たって適切に反映させるものとする。

7 競争入札に付した請負金額が500万円未満の工事の成績評定は、別紙簡易評定表で評定を実施し、評定された点数をもとに次のランク表示とすることができる。

ランク及び評価	A	B	C	D	E
点 数	100～86	85～76	75～65	64～51	50 以下

(成績評定結果の報告)

第5条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は評定を行ったときは、遅延なく評定表を財政課長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第6条 市長は前条の報告後別に定める喜多方市請負工事成績評定通知実施要領に基づき、速やかに当該工事の請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は前条の通知をした後、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間等に工

事目的物に契約不適合があることが判明した場合において、その契約不適合の修補を請求し、または、修補に代え、若しくは修補と共に損害の賠償を請求した時及び、別に定める喜多方市請負工事成績評定運用基準（以下「成績評定運用基準」という。）により評定を修正することができる。

- 2 評定を修正する場合は、合計評定点から重要な契約不適合は 20 点を減ずることとする。
- 3 財政課長は、前項の修正を行ったときは、延滞なくその結果を当該請負者に通知するものとする。

（評定の特例）

第 8 条 共同企業体が施工した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独施工したものとみなして行うものとする。

- 2 請負人の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。但し、引き渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
- 3 喜多方市の責めに帰する理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。
- 4 その要領に定めのない場合は、別紙成績評定運用基準によるものとする。

附 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。